

公共施設保守点検管理士 講習・試験実施要綱

一般社団法人日本公共施設保守点検研究所

1 目的

本講習・試験は、公園遊具、道路標識等の公共施設の保守点検に必要な知識の教授、定着により、これらの業務に従事する者の水準を高め、もって公共施設の更なる安全確保に資することを目的とするものである。

受験者においては、公共の安全を担う者としての自覚をもって本講習・試験に臨みたい。

2 受験資格

本試験は、次の要件を満たす者が受験することができる。

- ① 日本に居住する者であること
 - ② 満18歳以上であること
 - ③ 公共施設保守点検技士及び公共施設保守点検管理士の資格をもって、公園施設（遊具）の保守点検作業に2年以上従事していた経験を有すること
 - ④ 当該年度において本講習を1回以上受講すること
- ③の要件については、受験者において所定の書式を用いて経歴書を作成し、現在の所属会社・団体の責任者の認証を受けたものを提出しなければならない。

3 応募

本講習・試験の受講、受験の応募は、所定の書式に必要事項をもってする。

受講・受験者は、所定の受講・受験料を支払う。

4 合否判定

本試験の合否は、考査委員会が判定し、所定の方法により通知する。

合格者には、公共施設保守点検管理士認定証を交付する。

5 認定証の有効期間

本試験による管理士の認定の有効期間は、1年半（18ヶ月）とする。

6 認定証の更新

本試験による管理士の認定の有効期間の更新を希望する者は、本講習・試験を再度受験しなければならない。

7 認定の取消し

本試験による管理士の認定を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合には、考査委員会の判断により認定を取り消す。

- ① 本試験においてカンニング等の不正行為をした者
- ② 保守点検業務において故意又は重大な過失により第三者に対して損害を与えた者
- ③ 認定証を不正な目的に利用した者
- ④ 暴力団等の反社会的勢力に関わりを持った者